

そう だん と あ さ き
ご相談・お問い合わせ先

ふじさわ あんしんセンター

ふじさわししゃかいふくしきょうぎかい
(藤沢市社会福祉協議会)

ふじさわしあさひちょう ふじさわしやくしよぶんちょうしゃ かい
藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階

でん 話 0466-55-3055

ファクス 0466-55-3066

ホームページ



メール shakyo-anshin@shonanfujisawa.com

ホームページ <http://www.fujisawa-shakyo.jp>



ふじさわあんしんセンターとは?

にん ちしょう しょう じぶん けいやく
認知症や障がいなどにより、自分ひとりで契約など
の判断をすることが不安だったり、お金の管理に
こま 困っている方への支援(日常生活自立支援事業)や
はん だん のうりよく ふじゅうぶん か ほうりつてき
判断能力が不十分または欠けている方を法的に
ほご せいど せいねんこうけんせいど りようしえん
保護する制度(成年後見制度)の利用支援のほか、
じぶん せいかつ おく しょうほうていきょう そうだん
自分らしい生活を送るための情報提供や相談など
おこな も行っています。

ふじさわ あんしんセンター

にちじょうせい かつ じりつ しえん じぎょう せいねんこうけんせいど あんない
日常生活自立支援事業・成年後見制度のご案内

自分らしい

生活を送るために



ふじさわし
藤沢市

日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方を、ふじさわあんしんセンターがお手伝いします。

日常生活自立支援事業では、次のようなお手伝いをいたします

福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して利用できるように相談にのります



どんな福祉サービスがあるか調べてご案内します。福祉サービスを利用するための手続きをお手伝いします。

保証人、緊急時の連絡先になることや、ご本人に代わって施設の入所契約や病院の入院手続きなどをすること。

日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出入れをお手伝いします



ご本人の生活にあわせてお金の使い方のご相談にのります。生活に必要なお金をご本人に代わり通帳から引き出してお渡します。

預貯金の資産運用や、確定申告、借金の返済などに関すること。高額な残高のある通帳の管理。

書類等の預かり

大切な書類や印鑑(ハンコ)などを安全にお預かりします

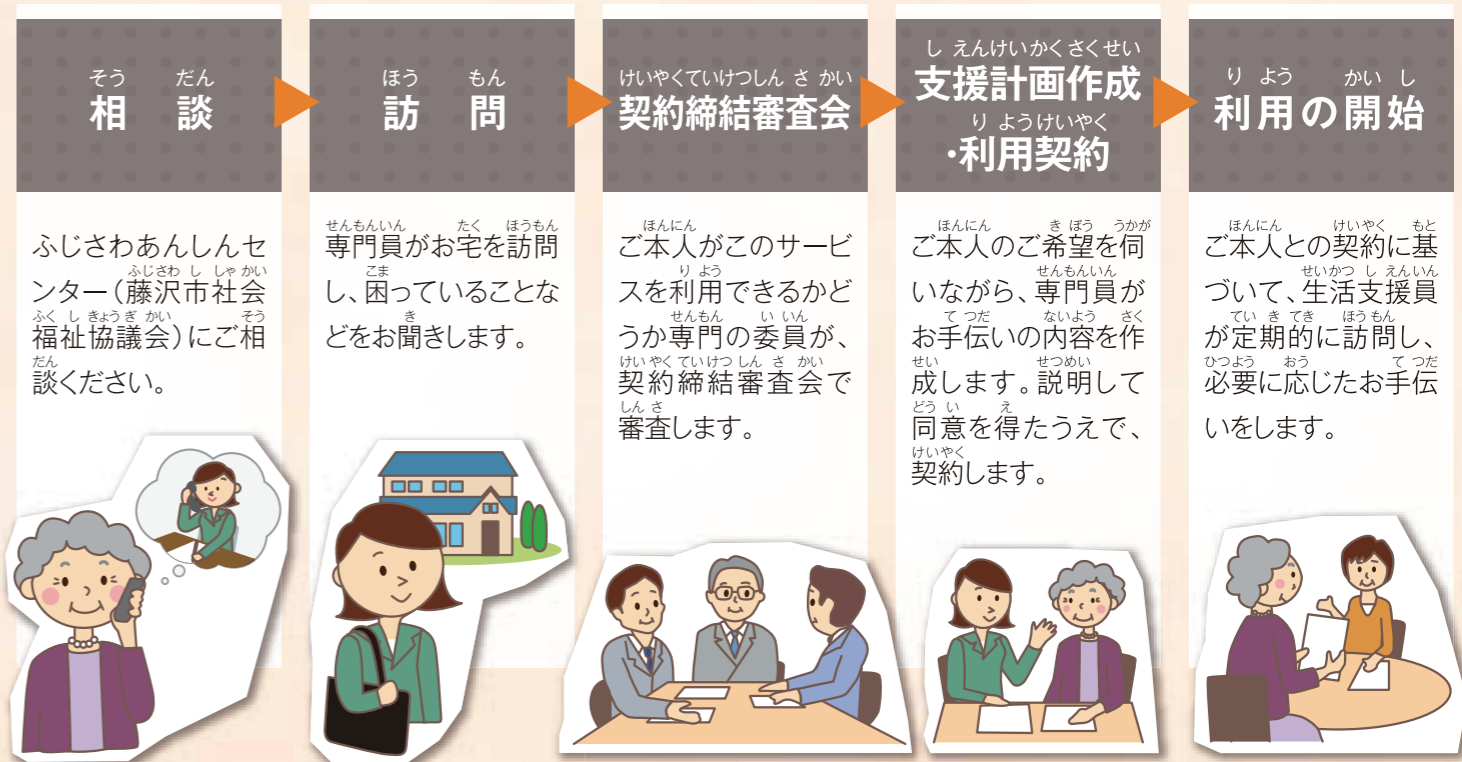


年金証書、定期預金通帳、不動産登記情報、契約書や実印、銀行印などをお預かりし、大切に保管します。

現金、宝石、美術品、貴金属類などを預かること。



ご利用の流れ



利用料金

利用者区分	利用料/月額
生活保護受給者及び前年分の市民税が非課税の人	無料
前年分の市民税が3万円以下の人	2,500円
前年分の市民税が3万円を超え、14万円以下の人	5,000円
前年分の市民税が14万円を超える人	10,000円
書類預かりサービスについては一律に同額	500円

収入状況の確認のため課税証明書などの提出をお願いいたします。

契約締結審査会

学識経験者・医師・弁護士・福祉関係者・行政関係者の5名で構成され、契約能力があるかどうかの審査を行います。また、ご本人を支援するために必要な助言を行います。その他にも、次のような役割があります。

- サービス状況の確認
お手伝いがうまくいっているかどうか、定期的に確認します。
- サービス内容変更の確認
お手伝いの内容を変える時には、新しい内容に問題がないかを確認します。
- 判断能力の確認
ご本人の意思に基づくお手伝いが可能かどうか、定期的に判断能力の確認をします。

日常生活自立支援事業Q&A

Q 成年後見制度とは違うのですか？
A 契約による支援となります。ふじさわあんしんセンター(藤沢市社会福祉協議会)とご本人との間で契約することで支援が開始されます。(家庭裁判所は関与しません)

Q どのような人が、利用できますか？
A 契約能力のあることが必要です。多少の判断能力の低下は問題ありません。契約能力については、専門の委員が契約締結審査会で審査します。

Q 契約締結後、契約能力が低下してしまったらどうなりますか？
A 契約を終了させていただくことになります。その後は、成年後見制度などの利用を検討いただけます。

成年後見制度

成年後見制度とは

判断能力が十分でない方を法律的に保護する仕組みです。
成年後見人などが、ご本人にかわって財産管理や、契約を行ったり、一緒に考えたりしながら、生活を支援します。

法定後見制度

今すぐに成年後見制度を必要としている方

※すでに判断能力の低下が見られる方はこちらです。
※自分の選んだ人を候補者としてすることができます。



※候補者が必ずしも後見人となるわけではありません。

成年後見・保佐・補助 開始の申立て

成年後見人 判断能力が欠けるとき
ご本人に代わって、契約などを行い、生活が円滑に営めるよう財産管理を行います。ご本人の交わした契約を取り消すことができます。

保佐人 判断能力が著しく十分でないとき
家庭裁判所から認められた範囲で、ご本人に代わって契約などを行います。重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。

補助人 判断能力が十分でないとき
家庭裁判所から認められた範囲で、ご本人に代わって契約や取り消しを行います。



横浜家庭裁判所 (藤沢市民の方)

準備

横浜家庭裁判所で書類をもらい記入し、住民票などを取り寄せて必要書類を用意します。

申立て

横浜家庭裁判所に必要書類を提出します。

鑑定

判断能力がどの程度あるのかの判定を主治医などにお願ひします。※鑑定のない場合もあります。

調査

横浜家庭裁判所が、ご本人や申立人、候補者、同意親族の照会や調査を行います。

審理

横浜家庭裁判所が提出書類や調査結果を検討します。

審判

横浜家庭裁判所が成年後見人などを選びます。

登記

法務局に成年後見人などの情報が登録されます。

弁護士や司法書士に手続きを依頼することもできます。費用にお困りの方は、法テラスに相談できます。

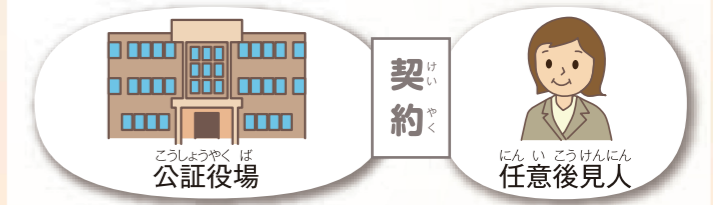
申立てができるのは、ご本人や配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者などです。

- 必要書類**
- 申立書
 - ご本人の戸籍と住民票
 - 候補者や受任者の住民票
 - 登記されていないことの証明書
 - 本人情報シート
 - 診断書
 - 療育手帳のコピー
 - 収入印紙
 - ゆうびんきって郵便切手
 - 鑑定費用 など

任意後見制度

将来的に成年後見制度を利用したい方

※今現在、判断能力に問題のない方はこちらです。
※自分が選んだ後見人と事前に契約をしておきます。



判断能力の低下が見られたら、家庭裁判所に申立てます。

任意後見監督人選任の申立て

任意後見監督人
任意後見人を監督し家庭裁判所と共にご本人を支援します。

必ず2人つきます

任意後見人
ご本人があらかじめ契約した後見人が、契約内容に基づいて支援します。

成年後見制度Q&A

Q 申立てをするための書類はどこにありますか？

A 横浜家庭裁判所の家事相談(手続き案内)をご利用ください。横浜家庭裁判所のwebページからダウンロードすることもできます。

Q 申立て費用について教えてください

A 裁判所に収める印紙代・切手代に1万円程度と診断書料がかかります。また場合によっては、判断能力の鑑定に5万円~10万円程度の費用がかかります。任意後見制度の場合は、契約時に手数料や印紙代に2万円~3万円程度の費用もかかります。

Q 後見人の報酬は必要ですか？

A 専門職などの第三者が後見人などになる場合は、ご本人の財産から報酬を支払います。任意後見制度の場合は、報酬を前もって契約書の中で決めておきます。法定後見制度の場合は、家庭裁判所が報酬を決定します。

藤沢市の取組

市長申立て

ご本人や親族などが、なんらかの事情で家庭裁判所に申立てをすることができない場合には、藤沢市が代わって家庭裁判所に申立てを行うことがあります。一定の調査を受けていただく必要があります。

担当 藤沢市役所地域共生社会推進室 電話 0466-50-3533

成年後見制度利用支援事業

申立ての費用と成年後見人などの報酬を助成します。助成を受けるには収入などの一定条件を満たしている必要があります。



藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンターの取組

中核機関

～自分らしい・その人らしい暮らしのために～

成年後見制度が必要な方がその人らしく住み慣れた地域で暮らしていくためにご本人の意思を尊重しながらご本人を取り巻く様々な人たちが連携して支援する仕組みづくりや成年後見制度の利用促進に向けた広報活動などを行う機関です。



広報

成年後見制度の周知・普及のために市民の方や支援者の方向けに研修や講演会を開催します。また、パンフレットやチラシの作成・配布を行います。

相談

適切な制度利用に向けて相談支援、情報提供などを行います。窓口だけでなくご自宅や入院・入所先へも説明に伺います。

利用促進

申立てや候補者にかかわる相談を受けたり助言や調整を行います。また、市民後見人の養成や法人後見活動を行います。

後見人支援

すでに後見人・保佐人・補助人として活動している方に対して定期報告書の書き方や後見業務に関する相談支援を行います。



専門家による相談

成年後見制度の利用を検討している方や、利用中の方を対象に専門家が相談に応じます。また、それ以外にも、判断能力の低下により、さまざまな社会的な問題を抱える方についても、相談にのることができます。

対象

藤沢市民とその家族、相談支援関係者など

相談時間・費用

45分・無料	第1水曜日 行政書士
①午後1時30分	第2水曜日 弁護士
②午後2時30分	第3水曜日 司法書士
③午後3時30分	第4水曜日 税理士または社会福祉士

相談場所 藤沢市朝日町1-1藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会
 予約 藤沢市社会福祉協議会
 ふじさわあんしんセンター
 電話 0466-55-3055

成年後見お役立ち電話帳

成年後見の申立て受付		
横浜家庭裁判所	〒231-8585 横浜市中区寿町1-2	045-681-4181
■申立て(書類提出)は予約制です。 ■家事相談(手続き案内)は予約不要です。		
平日午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後3時30分		

任意後見契約を結びたい		
藤沢公証役場	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-11-2湘南Kビル1階	0466-22-5910

後見人の登記について		
東京法務局(民事行政部後見登録課)	〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎	(直通)03-5213-1360
横浜地方法務局(戸籍課)	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎	(直通)045-641-7976
※注意：辻堂駅北口の湘南支局では取り扱いません。		

弁護士・司法書士の費用にお困りの方		
法テラス神奈川	〒231-0023 横浜市中区山下町2産業貿易センタービル10階	050-3383-5360

成年後見人などの引き受け手を探したい		
弁護士会	神奈川県弁護士会成年後見センター「みまもり」	045-211-7720
司法書士会	リーガルサポートかながわ	045-640-4345
税理士会	成年後見支援センター	045-315-2070
社会福祉士会	ばあとなあ神奈川	045-314-5500
行政書士会	コスモス成年後見サポートセンター	045-222-8628

成年後見の県民の相談窓口		
神奈川県社会福祉協議会	かながわ成年後見推進センター	045-311-8873

成年後見の地域の相談窓口(おもに高齢者の方)		いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)	
片瀬	いきいきサポートセンター 0466-29-5066	善行団地	いきいきサポートセンター 0466-47-7345
鵠沼南	いきいきサポートセンター 0466-33-1166	湘南大庭	いきいきサポートセンター 0466-87-3588
鵠沼東	いきいきサポートセンター 0466-55-1511	小糸	いきいきサポートセンター 0466-90-4507
辻堂西	いきいきサポートセンター 0466-54-9511	六会	いきいきサポートセンター 0466-80-5877
辻堂東	いきいきサポートセンター 0466-36-3333	石川	いきいきサポートセンター 0466-52-7417
村岡	いきいきサポートセンター 0466-24-4100	湘南台	いきいきサポートセンター 0466-45-2300
藤沢西部	いきいきサポートセンター 0466-22-7633	遠藤	いきいきサポートセンター 0466-54-8312
藤沢東部	いきいきサポートセンター 0466-55-5570	長後	いきいきサポートセンター 0466-45-1121
明治	いきいきサポートセンター 0466-35-2811	御所見	いきいきサポートセンター 0466-49-2020
善行	いきいきサポートセンター 0466-90-0065		

成年後見の地域の相談窓口(おもに障がい者の方)		
北部障がい者地域相談支援センター	かわうそ	0466-54-9020
中部障がい者地域相談支援センター	ふらっと	0466-80-5250
東南部障がい者地域相談支援センター	おあしす	0466-55-1399
西南部障がい者地域相談支援センター	つむぎ	0466-52-4456

藤沢市における成年後見の相談窓口		
藤沢市役所 福祉部	地域共生社会推進室	0466-50-3533
藤沢市社会福祉協議会	ふじさわあんしんセンター	0466-55-3055